



山陽放送報道局
放送ライブラリー
センター

センターに眠る戦争資料



ライブラリーセンターには映像や音声の資料のほか一般の方々や関係者の皆さんから寄せられた様々な、戦争に関する資料が保存されています。

その中に明治37年から38年にかけてあった日露戦争の戦役記念品があります。これらの資料は山陽映画のカメラマン藤井智照さんが自宅に保管していたものを、センターが設置された時、機会を見て活用して欲しいと寄贈されたものです。

かつて日近村の寺西源次郎さんと言う人が、日露戦争に従軍した記念として当時地元の有力者だった藤井家に寄贈したもので、木箱の中にはアルミ製の盃と硯、干し飯、当時日本軍が使っていた小銃の弾とロシア側から飛んできた45ミリ砲弾2発が入っています。またもう

一つの木箱には、6ミリ機関砲の実弾30発と、明治37年に発行された銀拾銭の軍用手票が収められています。

日露戦争は、去年終戦からちょうど100年目を迎えました。当時を知る人はもう残っていませんが、こうした、まだ人の目に触れていない資料はあちこちに残されていると思われます。それらを集めて、利用できる当時の映像とともに視聴者に提供していく事もセンターの仕事のひとつと考えます。

著作権 知識

⑦「肖像パブリシティー権」と「著作隣接権」

RSKの放送ライブラリーセンターにも、地元で行われた映画のロケの様態を撮影した映像がいくつも保存されています。この映像の中にはたくさんのタレントが写っていますが、そうした人たちの権利はどうなっているのでしょうか。

俳優やタレントなどの有名人には、肖像権に加えて「肖像パブリシティー権」というものが存在します。この権利は条文ではなく判例上認められた権利です。

ロケ地で撮った俳優の写真やビデオを利用してポップやCMを作れば広告効果が得られます。もし無断でこうした事をすれば、その俳優が有名であるゆえに得られる権利、「肖像パブリシティー権」を犯したことになります。この権利は今のところ生きていて人にだけ適用されていますが、今後の動向は不明です。

放送局がロケ地でカメラを回す場合は映画会社やタレントの事務所に許可を取っていますが、ほとんどの場合使用許可は1回限りです。二次使用する場合はもう一度許可が必要です。また、その俳優が演技をしている場合は「肖像パブリシティー権」ではなく「著作隣接権」が本人にあります。この権利は、演技が行われたときから50年間保護されます。ご注意ください。

岡山にもあった「男たちの大和」

今月12日、センターに保存されている映像を使って放送された「秘蔵！進駐軍の撮った岡山」の取材中、岡山市の三軒屋にあった陸軍弾薬庫に学徒動員されていたという男性に出会いました。

帝国海軍に残された大和他13隻の軍艦は、1945年3月「天一号作戦」と名付けられた片道切符の沖縄出撃を命じられますが、その出撃にあたって三軒屋弾薬庫からも多数の弾薬が軍艦の待つ徳山港に送られました。

当時関西中学2年生だった男性は、弾薬庫から引込み線の貨車まで、一日何往復も弾薬を運ばされたと言います。出撃の日が確定して以降は、上官に貨車までの数百メートルを走るよう命じられ、食糧不足の空腹に喘ぎながら何10キロもある弾薬の木箱を抱えて死に物狂いで走ったと当時を振り返っていました。無意味な戦いに散っていった艦隊に複雑な思いを持つ人は岡山にも居ます。